

平成 1 7 年第 4 回教育委員会記録

平成 1 7 年 3 月 2 3 日 (水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成17年3月23日(水) 午前9時15分～午前10時55分
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員 長 安本 ゆみ
職務代理者
委員 宮坂 公夫 委員 大藏 雄之助
教育長 納富 善朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博 継
学校適正配置担当部長 上原 和義 庶務課長 和田 義広
学校運営課長 馬場 誠一 学務課長 井口 順司
学校適正配置担当課長 吉田 順之 指導室長 松岡 敬明
施設課長
社会教育長 武笠 茂 中央図書館長 倉田 征壽
スポーツ課長
中央図書館次長 清水 文男

事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 石井 康宏
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 8 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第17号 杉並区教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則
- 議案第18号 杉並区立済美教育センター処務規則
- 議案第19号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則
- 議案第20号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第21号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 議案第22号 杉並区立科学館条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第23号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第24号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

- 議案第25号 杉並区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第26号 杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則
- 議案第27号 杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則
- 議案第28号 名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第29号 杉並区教育委員会区民等の意見提出手続に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第30号 杉並区教育委員会訓令前行署名式及び令達式の一部を改正する訓令
- 議案第31号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程
- 議案第32号 杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部を改正する規程
- 議案第33号 杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改正する規程
- 議案第34号 平成17年度杉並区立学校の学期及び休業日について
- 議案第35号 杉並区文化財の指定並びに登録について

(報告事項)

- (1) 学校運営協議会委員の任命について
- (2) 平成16年度「学校健康表彰」の選考結果について
- (3) 「学校納付金処理手引」の配布について
- (4) 平成17年度における特別支援教育の取組みについて
- (5) 区立小学校情緒障害学級の新設について
- (6) 平成17年度学校給食調理業務の民間委託業者の決定について
- (7) 平成16・17年度 杉並区青少年委員の内定について
- (8) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

目 次

会議録署名委員の指名について	5
議案審議	
議案第17号 杉並区教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に 関する規則	5
議案第18号 杉並区立済美教育センター処務規則	5
議案第19号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正 する規則	6
議案第20号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び 補助執行に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第21号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則	7
議案第22号 杉並区立科学館条例施行規則の一部を改正する規則	7
議案第23号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を 改正する規則	7
議案第24号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	9
議案第25号 杉並区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則	10
議案第26号 杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則	10
議案第27号 杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則	11
議案第28号 名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則	11
議案第29号 杉並区教育委員会区民等の意見提出手続に関する 規則の一部を改正する規則	12
議案第30号 杉並区教育委員会訓令前行署名式及び令達式の 一部を改正する訓令	12
議案第31号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程	12
議案第32号 杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部を改正 する規程	13
議案第33号 杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程 の一部を改正する規程	13
議案第34号 平成17年度杉並区立学校の学期及び休業日について	13
議案第35号 杉並区文化財の指定並びに登録について	14

報告事項

- (1) 学校運営協議会委員の任命について 16
- (2) 平成16年度「学校健康表彰」の選考結果について 17
- (3) 「学校納付金処理手引」の配布について 18
- (4) 平成17年度における特別支援教育の取組みについて 19
- (5) 区立小学校情緒障害学級の新設について 20
- (6) 平成17年度学校給食調理業務の民間委託業者の決定
について 21
- (7) 平成16・17年度 杉並区青少年委員の内定について 24
- (8) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧 24

委員長 ただいまより、第4回教育委員会定例会を開催いたします。朝早くからありがとうございます。午後の予定等がいろいろ詰まっていますので、午前にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いします。議事日程はご案内したとおり、議案が19件、報告が8件となっています。かなりの件数に上っていますが、新年度を迎えるにあたっての条文等の整理です。

初めに、議案の審議に入ります。日程第1、議案第17号「杉並区教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則」を上程し、審議します。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第17号「杉並区教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則」について説明します。本規則は、行政手続法、行政手続条例に基づき、不利益処分を行う場合の聴聞及び弁明の付与に関する手続について定めるために制定するものです。内容は、聴聞の主催者の指名、あるいは聴聞の進行、聴聞調書等についての定めということで、本規則においては、すでに定めている区の例によると定めるものです。施行期日は平成17年4月1日です。以上です。

委員長 ただいまのご説明に、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。特に異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、原案どおり可決します。日程第2、議案第18号「杉並区立済美教育センター処務規則」を上程し、審議します。同じく庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第18号「杉並区立済美教育センター処務規則」について説明します。制定理由は、平成17年第1回区議会定例会において、済美教育研究所を学校の経営支援等を総合的かつ計画的に推進していく組織に改編するための、「杉並区立済美教育研究所設置条例の一部を改正する条例」が議決されたことに伴い、旧規則を廃止して、新たな規則を制定するために行うものです。

内容は、まず「杉並区立済美教育センター処務規則」ということで、規則の名称を変更します。2点目は、第2条、係等の設置ということで、組織について、これまでの調査研究部等の組織に代えて、係及び担当係長を置くこととしています。次の改正は、分掌事務についての第3条において、これまでの事業に加えて能力開発系の項、第6号「国際理解・帰国児童生徒教育センター事業に関すること」、第7号「教職員研修所の維持運営に関すること」、第8号「教職員及び指導主事の研修等能力開発に関すること」。研究開発担当係長のところで、「経営支援及び教育支援に関すること」。教育相談担当係長のところで、「適応指導教室事業に関すること」等を所掌する旨を新たに加えて規定しています。その他、第4条以降で、センターに置く所長、副所長、統括指導主事及びその職責、報告等について定めています。施行は平成17年4月1日です。この施行を

もちまして「杉並区立済美教育研究所処務規則」は廃止になります。以上です。

委員長 ご質問・ご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。議案第 18 号は原案どおり可決して異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、原案どおり可決します。日程第 3、議案第 19 号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」を上程し、審議します。庶務課長お願いします。

庶務課長 議案第 19 号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」について説明します。制定の理由は、新たに置く非常勤職員の職と、その報酬を定めるために行うものです。次のページ、内容は、教育委員会に新たに郷土博物館資料の調査、収集、整理、保存等、管理の充実を図るための「調査員」を置くこと。済美教育センターに柔軟な勤務、幅広い人材の研究の充実を図るための「研究員」を置くこと。学校に幼小連携教育、小・中一貫教育などを推進するための「嘱託教員」、フレッシュ補助教員制度の充実に伴う「補助教員」、学校運営協議会規則に基づく「学校運営協議会委員」を置くために行うものです。その報酬は、別表に以下に定めてあります。なお「嘱託教員」と「補助教員」の報酬については、教育委員会が別に定めることになっていますので、別途定めます。施行期日は平成 17 年 4 月 1 日です。以上です。

委員長 ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

大蔵委員 要するに、パートタイマーというのは何をするのですか。

庶務課長 それぞれの組織におきまして、1 日 6 時間、週 5 日勤務ということで、職場によって異なります。例えば、現在は済美教育研究所で調査研究を担当しているなどの、それぞれの職種で採用させてもらっています。

大蔵委員 5 日制は同じですから、嘱託員と違うところは 1 日の勤務時間が少し短いということですか。

庶務課長 嘱託員は、基本的に月 16 日勤務ということで、8 時間勤務と定めています。

大蔵委員 パートタイマーは週 5 日出るのですね。

庶務課長 週 5 日で 6 時間で、全体で 130 時間です。

大蔵委員 ですから、勤務時間そのものは嘱託員より長いですね。嘱託員は 16 日しか出ないのですから。

庶務課長 そうですね。

委員長 他にありませんか。議案第 19 号は、原案どおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 議案第 19 号は原案どおり可決します。日程第 4、議案第 20 号「杉並区教育委員会の権限

に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議します。
庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第 20 号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」について説明します。改正の理由、内容は、施設課の廃止等教育委員会事務局の組織改正に伴い、区長の補助機関たる職員に補助執行させていた学校その他教育機関の施設の電気技術に関する事項、および教職員研修所の目的外使用の申込み受付に関する事項を廃止するために行うものです。施行期日は平成 17 年 4 月 1 日です。以上です。

委員長 ご質問・ご意見がありましたらお願いします。よろしいですか。議案第 20 号は原案どおり可決して異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、原案どおり可決します。日程第 5、議案第 21 号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を上程し、審議します。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第 21 号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」について説明します。改正の理由、内容は、適正配置担当部長、同課長の設置、済美教育研究所の名称変更に伴い、済美教育センター所長、同副所長などの公印の形式、ひな形等を定めるために行うものです。施行期日は平成 17 年 4 月 1 日です。以上です。

委員長 ご質問・ご意見がありましたらお願いします。議案第 21 号は原案どおり可決して異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、原案どおり可決します。日程第 6、議案第 22 号「杉並区立科学館条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、審議します。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第 22 号「杉並区立科学館条例施行規則の一部を改正する規則」について説明します。改正の理由、内容は、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律制定の趣旨を受けて、科学館の使用申込書の性別欄を削除するために行うものです。施行は平成 17 年 4 月 1 日です。以上です。

委員長 ご質問・ご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。議案第 22 号を原案どおり可決して異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、原案どおり可決します。日程第 7、議案第 23 号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議します。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第 23 号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について説明します。改正の理由、内容は、教頭への権限委譲を進め、学校運営の強化を図るために区立学校の教頭を副校長、副園長と称すること、また、幼稚園に学校評議員を置くこと等のために改正を行うものです。なお、副校長については平成 17 年 9 月 1 日を目途に、その呼称にふさわしい権限委譲を行う予定で、いま検討を進めているところです。施行日は平成 17 年 4 月 1 日です。以上です。

委員長 ただいまのご説明に、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

大蔵委員 文部科学省も同じようなことを言っていますが、東京都 23 区も全部同じようにするのですか。

指導室長 現在、東京都からの情報では、平成 17 年 4 月 1 日をもって、すべての区市で副校長という名称を用いるということです。

大蔵委員 東京都以外の道府県も同じですか。

指導室長 他の道府県については、現在十分な情報を持ち合わせていません。

宮坂委員 幼稚園の学校評議員を置くことに際してという説明のところですが、幼稚園にも学校評議員を置くというのは決まったのですか。

庶務課長 これまで幼稚園には、学校評議員会制度はありませんでしたが、本年 4 月からそれを導入するということです。

宮坂委員 それは決定したのですね。

庶務課長 はい。

委員長 旧国立大学の附属の学校は、もう前から副校長というのを使っていますので、それに従ってきているのだと思われます。

大蔵委員 どういう職務内容にするのか、権限を移すのかが決まらないうちに、名前だけを先に変えるのはちょっといかがなものかと思うのです。本来、副校長はこういうことをやります、ですから副校長にしますということなのでしょうけれども。特に反対ではありませんが。

委員長 4 月早々には決めなければいけないですね。

指導室長 先ほど庶務課長からご説明がありましたとおり、9 月 1 日を目途に権限委譲を図っていく。そうすると、年度途中での名称変更になるのでふさわしくないだろうということで、名称については、4 月 1 日からにしたいという考えです。

委員長 ほかにご質問・ご意見がないようでしたら、議案第 23 号は原案どおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、原案どおり可決します。日程第 8、議案第 24 号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を上程し、審議します。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第 24 号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」について説明します。改正理由は、組織改正に伴い行うものです。改正内容は、新旧対照表の庶務課の項、現在 ISO 担当の計画調整担当係長を廃止し、代わりに校舎改築担当係長を新設します。学校運営課は、学校保健係を学務課に移管し、廃止します。学務課は、幼児教育担当係長を新設し、旧の心身障害教育担当係長の名称を、特別支援教育担当係長に改め、学校運営課からの学校保健係と現在の学校給食係を合わせて、保健給食係とします。施設課は廃止し、技術職員統合等の考え方にに基づき、区長部局の営繕課にその事務を引き継ぐと同時に、その他の事務について庶務課、学校運営課に事務を移管し、施設課は廃止します。2 ページ、新たに（仮称）「杉並師範塾」開設準備室を設け、事務係と教務担当係を設けます。社会教育スポーツ課では、パソコン講習推進担当係長を廃止します。以上が組織の改廃、新設です。11 は、「指導室に統括指導主事を置く」という規定をしています。以上の改正により、第 5 条で記載のとおり新たな組織に対応する所掌事務を定めています。所掌事務については、資料をご覧くださいと思います。施行期日は平成 17 年 4 月 1 日です。以上です。

委員長 ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

宮坂委員 （仮称）「杉並師範塾」は、専属の人数は何人ぐらいの予定ですか。

庶務課長 現在のところは、室長と兼務も含め全体で 6 名ぐらいです。

大蔵委員 ISO の計画調整担当係長がなくなりましたが、学校はもう全部 ISO を取ったので要らないということですか。それともどこか別のところですか。

庶務課長 3 ページの所掌事務のところですが、計画系の「教育機関の環境マネジメントに関すること」で引き続き実施していきます。

大蔵委員 社会教育スポーツ課の、パソコン講習推進はどうするのですか。

社会教育スポーツ課長 パソコン講習については、IT 講習会を廃止するというので、担当係長が必要なくなるので、今回廃止しています。

大蔵委員 パソコン講習推進そのものはやるのですか。

社会教育スポーツ課長 パソコン講習会という形での、いままでのものは実施しません。

大蔵委員 もう終わったということですね。

社会教育スポーツ課長 はい。相談コーナーということで、区内 7 カ所に個別に相談できる形に変わっています。

大蔵委員 指導室のところで、「統括指導主事は、指導室長の命を受け、学校教育に関する専門的職

務に従事する」とあるのですが、統括でない指導主事の内容はどうなっているのですか。

指導室長 指導主事は上司の命を受けてということになりますが、統括指導主事は指導主事を統括するという職責になりますので、統括指導主事から指示を受け、業務を推進していく形になります。

大蔵委員 普通の指導主事は、「指導室長の命を受け」ではなく、「統括指導主事の指示を受け」ということになるのですか。

指導室長 指導主事は、上司の命を受けということになっていますので、いくつかの段階の上司があることになると思います。

大蔵委員 上司というのは、指導室長と統括指導主事ですね。

指導室長 はい。

大蔵委員 指導主事は、専門的職務に従事するのですか、しないのですか。

指導室長 指導主事も学校教育に関する専門的職務に従事することになっています。

大蔵委員 普通の指導主事は、「指導室長の命を受け」というところが「上司の命を受け」になるだけなのですね。

指導室長 はい、そうです。

委員長 他にありませんか。ないようでしたら、議案第 24 号は原案どおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、原案どおり可決します。日程第 9、議案第 25 号「杉並区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、審議します。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第 25 号「杉並区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則」の説明をします。改正の理由、内容は、不動産登記法の一部改正に伴い、「登記簿謄本」の名称を「登記事項証明書」に改めること及び様式の整備を図るために実施するものです。施行期日は平成 17 年 4 月 1 日です。以上です。

委員長 ご質問・ご意見がありましたらお願いします。異議がなければ、議案第 25 号は原案どおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、原案どおり可決します。日程第 10、議案第 26 号「杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則」を上程し、審議します。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第 26 号「杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則」について説明します。改正の理由、内容は、永福図書館その他 4 館の定例休館日を毎月第 1、第 3 木曜日に、柿木図書館その他 4 館の定例休館日を、毎月第 1 月曜日と第 3 木曜日に改めるため行うものです。施行期日

は平成 17 年 4 月 1 日です。

委員長 ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

大蔵委員 この最初のグループは、金曜日だったのを木曜日に改めるのですね。

中央図書館次長 そのとおりです。

大蔵委員 それはどうしてですか。

中央図書館次長 この 4 月 1 日から、全館通年開館を実施しますので、いままでは毎週金曜日が休みだったのを、月 2 回に変えたということです。

大蔵委員 それを金曜日から、木曜日に移す理由は何ですか。

中央図書館次長 一つは、全館一斉に休む日を作らなければならないということがあります。従来は月曜日、木曜日、金曜日が休みでしたので、できる限り図書館の閉館の日を少なくすることでまとめました。

委員長 ほかにありますか。議案第 26 号は原案どおり可決して異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、原案どおり可決します。日程第 11、議案第 27 号「杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則」を上程し、審議します。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第 27 号「杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則」について説明します。改正の理由、内容は、済美教育研究所の名称変更及び教育委員会事務局の組織改正に伴う規定整備のため、事務局次長等に済美教育センターの所長を、課に済美教育センターを加え、財産総括主任を施設課長から学校運営課長に改めるために行うものです。施行日は平成 17 年 4 月 1 日です。以上です。

委員長 ご質問・ご意見をお願いします。ないようですので、議案第 27 号は原案どおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、原案どおり可決します。日程第 12、議案第 28 号「名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議します。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第 28 号「名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則」について説明します。改正の理由、内容は、済美教育研究所の名称変更に伴う規定整備のため、規則中の「済美教育研究所」の名称を「済美教育センター」に改めるために行うものです。施行日は平成 17 年 4 月 1 日です。以上です。

委員長 ご質問・ご意見はありますか。議案第 28 号は原案どおり可決して異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、原案どおり可決します。日程第 13、議案第 29 号「杉並区教育委員会区民等の意見提出手続に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議します。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第 29 号「杉並区教育委員会区民等の意見提出手続に関する規則の一部を改正する規則」について説明します。改正の理由、内容は、杉並区立済美教育研究所設置条例の一部を改正する条例の制定に伴い、担当課に済美教育センターを加えるため改正を行うものです。施行日は平成 17 年 4 月 1 日です。以上です。

委員長 ご質問・ご意見はありますか。特にないようですので、原案どおり可決して異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、議案第 29 号は原案どおり可決します。日程第 14、議案第 30 号「杉並区教育委員会訓令前行署名式及び令達式の一部を改正する訓令」を上程し、審議します。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第 30 号「杉並区教育委員会訓令前行署名式及び令達式の一部を改正する訓令」について説明します。改正の理由、内容は、済美教育研究所の名称変更に伴う規定整備のため、訓令中の「済美教育研究所」の名称を「済美教育センター」に改めるために行うものです。施行日は平成 17 年 4 月 1 日です。以上です。

委員長 ご質問・ご意見がありましたらお願いします。議案第 30 号は原案どおり可決して異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、議案第 30 号は原案どおり可決します。日程第 15、議案第 31 号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程」を上程し、審議します。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第 31 号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程」について説明します。改正の理由、内容は、済美教育研究所の名称変更及び組織改正、並びに担当部長、担当課長の設置に伴う規定整備のため、規程中の「済美教育研究所」の名称を「済美教育センター」に改め、担当部長、済美教育センター所長、同副所長の職務権限を定めるために行うものです。なお、別表第 1、事務局次長等の欄で、印が付いている事案につきましては、担当部長は決定権を有していません。施行期日は平成 17 年 4 月 1 日です。以上です。

委員長 ご質問・ご意見がありましたらお願いします。なければ、議案第 31 号は原案どおり可決して異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、議案第 31 号は原案どおり可決します。日程第 16、議案第 32 号「杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部を改正する規程」を上程し、審議します。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第 32 号「杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部を改正する規程」について説明します。改正の理由、内容は、済美教育研究所の名称変更に伴う規定整備のため、規程中の「済美教育研究所」を「済美教育センター」に、「科学教育センター」を「科学館」に改めるために行うものです。施行日は平成 17 年 4 月 1 日です。以上です。

委員長 ご質問・ご意見がありましたらお願いします。議案第 32 号は、原案どおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、議案第 32 号は原案どおり可決いたします。次に、日程第 17、議案第 33 号「杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改正する規程」を上程し、審議します。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第 33 号「杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改正する規程」について説明いたします。改正の理由、内容ですが、済美教育研究所の名称変更に伴う規定整備のため、規程中の「済美教育研究所」の名称を、「済美教育センター」に改める等のために行うものです。施行期日は平成 17 年 4 月 1 日です。以上です。

委員長 ご質問・ご意見がありましたら、お願いします。議案第 33 号は、原案どおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、原案どおり可決いたします。日程第 18、議案第 34 号「平成 17 年度杉並区立学校の学期及び休業日について」を上程し、審議します。この件については、指導室長から説明をお願いします。

指導室長 それでは、「平成 17 年度杉並区立学校の学期及び休業日について」を説明いたします。資料のとおり、学期の変更を受理する学校は、小学校 1 校、中学校 3 校の 4 校です。休業日の変更についての実施校は、幼稚園 6 園、小学校 4 校、中学校 10 校です。各夏季、秋季等の休業日について、夏季休業日の変更については小学校 4 校、中学校 9 校の実施です。春季休業日の始まりの変更については、幼稚園 6 園、中学校 1 校です。また学期制の変更に伴い、秋季休業日の設定を実施するのは、小学校 1 校、中学校 2 校です。

管理運営に関する規則の一部を改正する規則に基づき、授業日数・保育日数の確保あるいは学

習の連続性保持等の理由から、表にあるとおりの学期及び休業日の設定の申請があり、これで承認をいただければと考えています。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長 ご質問・ご意見をお願いいたします。

大蔵委員 私は変更についてはありませんが、これに関連して1つ申し上げておきたいと思えます。前に学校訪問をやりましたときに、隣の学校とサッカーの試合など、主としてスポーツですが、それ以外に、文化的なものもあるかもしれませんが、一緒にやっていたところが、片方は2学期制になり、片方は3学期制であるために、非常にやりにくくなったという問題があるということなのです。遠く離れていれば、あまり関係ないのですが、近くだからお互いにやっていたものができなくなったということがあります。私はやはり2学期制、3学期制というのは、区内で統一しているほうがいいのではないかと考えています。ですから、それをお考えの上、2学期制を推進するのなら、思い切って全部2学期制にするような指導をすとか、または3学期制に戻すか、どちらかにしたほうがスムーズにいくと思います。秋季休暇があたりなかったりすると、非常にやりにくい。学校同士ではやりにくいようですので、それは是非お考えいただきたいと思えます。

委員長 今後の検討課題ということでよろしいですね。

指導室長 今後の検討課題とさせていただきたい。特に、学期を変更する実施校については、いまご指摘の点についても、十分な近隣の学校及び保護者の理解を得た上で、実施するようにしているところです。

委員長 ほかにありますか。議案第34号は原案どおり可決して異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、議案第34号は原案どおり可決いたします。日程第19、議案第35号「杉並区文化財の指定並びに登録について」を上程し、審議します。社会教育スポーツ課長、お願いします。

社会教育スポーツ課長 議案第35号「杉並区文化財の指定並びに登録について」を説明いたします。今回の提案理由は、文化財保護条例第31条の規定により、文化財保護審議会の答申を得られたので、これに基づき、指定文化財及び追加指定文化財とするために提案するものです。

今回の指定文化財は2件です。1つ目の種別は、有形文化財、考古、鎌倉橋上遺跡D地点住居跡出土遺物、3,336点です。2つ目の種別は、有形民俗文化財、信仰、昭和21年製樽神輿、1基です。追加指定文化財としては、種別は有形文化財、古文書、井口公家所蔵文書214点(追加8点)、有形文化財、古文書、當麻家所蔵追加文書500点。この2つです。なお登録文化財については、今回該当がありませんでした。

指定理由等について説明いたします。鎌倉橋上遺跡D地点住居跡出土遺物は、遺跡が形成された神田川上流部において、当該期のまとまった形での調査事例として初めての資料であること。かつ、過去の周辺の発掘調査事例からみても、当該期の資料としては貴重である。また、その内容についても種類・量とも豊富で、学術的な価値も高く評価できる資料であるということで、指定するものです。

昭和21年製樽神輿の指定理由は、本神輿は、戦後直後のモノのない時代を反映し、廃材等のあり合せの材料で作られているということで、敗戦直後の時代状況を反映していること。それから地域の人たちが、自ら戦後の苦しい状況を乗り越えるために力を合わせて、祭礼を盛り上げていこうとする意気込みの見て取れる貴重な資料であること。また、こういった資料についてはあまり例がないということで、全国的に見ても貴重であると、こういう理由からです。

追加指定になりました井口公家所蔵文書214点(追加8点)の指定理由です。井口容宏家・井口久夫家・井口美代子家・慶應義塾大学古文書室に分散保存されている下井草村関係文書と補い合って、江戸時代以降の下井草村の歴史を明らかにする史料で、杉並区の歴史に不可欠な史料といえることからです。

最後に、當麻家所蔵追加文書についての指定理由は、當麻家追加文書の特色については、平成7年に文化財を指定したのですが、それと同様に、文書の大半が明治期のものであり、地租改正、村政、学校、信仰、軍事に見るべきものが多い。近代の地域社会の動向を窺うには、好個の資料であり、貴重なものということができる。当該期の和泉村解明の一端を担う史料として重要であることから、指定するものです。私からの説明は以上です。

委員長 では、ご質問・ご意見がありましたら、お願いします。

大蔵委員 前に出たときは、お地蔵様とかいろいろな物、仏像とかそういうものは、写真が付いていたと思うのです。写真を見てもどうということはありません。それでノーとか、イエスとか言うものではありませんが、樽神輿みたいなものは、やはり写真が付いていたほうがいいのではないかと思います。文書のほうは、追加発展すると500点なんて、これはちょっと必要ないと思います。遺跡のほうも、写真でどれくらいわかるか分かりませんが、単体でわかるようなものは何かそういうものを出しておいたほうがいいのではないかという気がいたします。

社会教育スポーツ課長 今後については、そういったご意見を取り入れて、分かりやすい説明にしたいと思います。

大蔵委員 前は、ついていたと思うのです。

社会教育スポーツ課長 はい、申し訳ありません。

委員長 ほかにありませんか。議案第35号について、原案どおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、議案第 35 号は原案どおり可決します。

大蔵委員 報告事項に入る前に、一言いいですか。

委員長 はい、どうぞ。

大蔵委員 庶務課長に要望します。済美教育研究所が済美教育センターになりました。それを承認しなければ、規程の一部を改正する規程というのは、この名称変更に伴うものがたくさんあるわけですね。仮に、このセンターが認められなければ、この議案でたくさん死ぬものが出てくるわけですね。そうでしょう、それで承認しなければ。けれども、そういうことはないと思いますが。そうしますと、それに伴って、名称変更の規程がたくさんあるわけですね。本当は済美教育研究所を済美教育センターにした規程ができたなら、それが成立したその後に並べて、第何号、第何号と議題は出てきますが、これは読み換え規程ですし、私は一括で採択できると思うのです。ですから、そういうように、もう少し事務的に能率よくやれる議案の並べ方とか、そういうことをしていただけないかと思います。

庶務課長 今回もその辺ちょっと検討させていただいたのですが、こういう形で出させていただきます。今後の課題ということで、ご理解いただきたいと思います。

委員長 以上で、議案は 19 件すべて、可決いたしました。次に、報告事項に入ります。日程の第 20、報告事項の聴取です。初めに、「学校運営協議会委員の任命について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 「学校運営協議会委員の任命について」報告いたします。「杉並区学校運営協議会規則」第 3 条に基づき、学校運営協議会の委員を別紙のとおり任命することとしたので、報告いたします。任期は、平成 17 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで、2 年間です。辞令交付は、平成 17 年 4 月 25 日を予定しています。次のページは、「杉並区学校運営協議会委員一覧」です。以下、桃井第四小学校から、三谷小学校、杉森中学校、向陽中学校ということで、資料をつけています。

ご案内のとおり、学校運営協議会委員については、すでに可決いただいた「学校運営協議会」の規則に基づいて選任を進めてきました。そうした中で、いちばん上の、最初のページの桃井第四小学校では、「校長推薦委員」については、学校側からの推薦をいただき決定しています。「学識経験者」については、教育委員会で関係等と調整し、選任しています。教育全体について専門的かつ幅広い識見を有する方。区内企業経営者等、経営マネジメントの経験のある方で、学校経営に理解のある方。当該学校の学区域及びその周辺の私立幼稚園、私立学校または公立学校、大学関係等関係者、もしくはそれに準ずる教育活動をしている方。こういった基準を設けて、それぞれ決定をしています。「公募委員」については、公募をかけて、杉森中学校の 3 名を除き、他は

6名ということで、大体倍の人数がきました。これらについて、教育委員会事務局での選考委員会で書類選考あるいは面接を行い、決定して現在の名簿を作成しています。最後の「校長」ですが、現在まだ公表できる段階ではありませんので、校長については名前を略し、「4月1日現在の当該校の校長」と記載しています。以上です。

委員長 ご質問・ご意見がありましたら、お願いします。

大蔵委員 非常に細かいことで、いちばん裏の向陽中学校の校長推薦委員の真ん中の、瀧水さんでしょうか。この方は、向陽中学校の前に、カギ括弧があるのでしょうか。

庶務課長 大変失礼しました。そのとおりです。

委員長 杉森中は公募委員2名で、他と違いますね。

庶務課長 杉森中学校については、先ほど申し上げたとおり、応募者が3名しかありませんでした。審査会で、どうしても1名の方については、公募委員を引き受けていただくことには適当でないということになり、規程では3名以内ということになっているので、問題ないのですが、2名で出発することとなりました。

委員長 では、2名でいくということですか。

庶務課長 当面2名でいきたいとしています。学校運営協議会を実際に始めまして、これは教育委員会で決めていかななくてはなりませんので、杉森中学校から要望が出てくれば、その段階で検討したいと思っています。

委員長 ほかにありますか。

(「なし」の声)

委員長 なければ、これで承ったことにいたします。次に、報告事項(2)「平成16年度『学校健康表彰』の選考結果について」です。学校運営課長関係はもう1つ続きまして、報告事項の(3)「『学校納付金処理手引』の配付について」です。学校運営課長、説明をお願いします。

学校運営課長 「平成16年度『学校健康表彰』の選考結果について」報告いたします。「実施概要」は、今年度より、区立学校全体の学校保健活動の向上を図ることを目的として、児童・生徒の健康保持増進・学校環境衛生の改善等に積極的な取り組みを行っている学校を表彰することとして、「学校健康表彰実施要項」(別紙)に基づいて、表彰校を選考しました。

「実施状況」は、各学校への通知を行い、「学校健康表彰」の実施概要・調査票を送付したところ、調査票の提出は、区立小・中学校及び養護学校の全校からありました。その資料に基づき、学校健康表彰選考委員会を2月24日に開催しました。学校保健会理事会の前に開催し、学校保健会理事より選出された11名の委員に選考いただきました。選考の結果、分野は3分野あります。

「一般の健康増進に関する活動」においては、桃井第一小学校。こちら側の選考理由としては、

学校が行った児童の健康増進に向けた全般的な取組み、及び学校保健委員会の積極的な活動内容が高く評価され、表彰を受けることとなりました。また「歯科保健に関する活動」分野は、松ノ木小学校です。健康面全般について積極的な取組みが認められ、特に1、3、6年生に対する歯みがき指導の実施やポスター募集事業への積極的な取組み等、高く評価され選考されました。「学校環境衛生に関する活動」については、高井戸中学校が、日々の生徒保健委員会活動の取組み。また、教育環境の整備ということで、照度の確保、これは蛍光灯を明るいものに切り換えて、もちろん消費電力は下げて、カーテンを明るい色物に替えたりといった活動です。また換気口の清掃ということで、自主的に教室内の扇風機や換気口のほこりと紙などの清掃活動を行ったという環境衛生活動を評価して、選考されました。

その3校についての表彰式は、平成17年6月開催予定の「第48回学校保健会総会」において、表彰を行う予定です。報告は以上です。

委員長 もう1つ、お願いします。

学校運営課長 資料はありませんが、報告事項(3)として、「『学校納付金処理手引』の配付について」を報告いたします。席上の黄色い冊子の「学校納付金処理手引」を参考のために、委員にお配りしています。杉並区立小中学校及び養護学校において、事務処理の標準化、金銭会計に係る事故防止のためにマニュアルとして作成し、配付したものです。

作成の経過ですが、すでに区立小・中学校においては「学校事務手引 - 財務会計編 - 」が編集され、各学校に配付されています。一方、学校を運営していくためには、公費のみではなく、児童・生徒の保護者が負担する「保護者負担教育費」があります。保護者負担教育費には、標準服や体操着など、保護者が直接負担する直接負担経費と、学校給食費や教材費等の学校納付金があります。こちらのマニュアルは、学校納付金について、校長と保護者、業者の間での請求、徴収、支払い、精算の行為について、標準となる手続を定めています。学校納付金の一部である学校給食費事務の手引については、すでに編纂、発行されて配付されていますが、すべての学校納付金にわたる手引がありませんでした。この度、学校の事務職員と教育委員会事務局職員で構成している、財務会計事務検討委員会の中で検討を重ね、こうした手引ができました。学校納付金についての取扱いは、学校間でそれぞれ条件の違いがあり、すべての面において手引に即した事務処理は望めません。今回発行する手引も、事務処理の基本的なあり方について解説したものとなっています。事故の防止等のための標準化やチェック項目、そういったものを定めていますので、事務処理に当たっては、各学校の実情に即した処理を行っていただくこととなります。報告は以上です。

委員長 報告事項(2)「平成16年度『学校健康表彰』の選考結果について」ご質問・ご意見等あ

りましたら、お願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 特にご意見がありませんので、報告は承ったことにいたします。続きまして、報告事項(3)「『学校納付金処理手引』の配付について」ご質問・ご意見がありましたら、お願いします。

(「なし」の声)

委員長 特にありませんので、次に進めさせていただきます。

報告事項(4)「平成17年度における特別支援教育の取組みについて」。報告事項(5)「区立小学校情緒障害学級の新設について」です。学務課長、よろしくお願いたします。

学務課長 私から3件ご報告いたします。初めに、「平成17年度における特別支援教育の取組みについて」です。特別支援教育については、区としても検討委員会、教育委員会と外部の委員も含めた組織を作り、この間推進をしているところです。また国では、中教審の昨年末の中間のまとめで、「平成19年度に実施することを目標とする」とした記述がなされています。また東京都においても、昨年秋に「特別支援教育の推進計画」が発表されています。そうした中で、杉並区としては、国の平成19年度目標を視野に入れながら、準備を進めていくということで、記載のとおり事業を平成17年度は実施していきます。

1「校内体制整備の拡充」は、今年度、小・中合わせて、5校でこの校内体制整備のモデル事業を行ったところです。19年度を視野に入れて17年度は、全学校の2分の1まで、拡充した取組みをしていこうということです。モデル校での取組みは、記載の「校内委員会」という学校内全体で特別支援教育に取り組む組織体制を作り、支援を必要とする児童生徒の把握やその児童生徒に対する具体的な支援といったものを、学校全体として取り組もうということです。

2「エリアネットワークの拡充」は、学校を核として、福祉の施設とか、そうした所とも連携をしながら、特別支援教育を進めていこうというものです。現在、済美養護学校を中心に、大宮小学校、大宮中学校、済美小学校の4校で取組みを進めています。平成16年度の取組みを含め、平成17年度はさらに児童館・保健センターとの連携を進めようというものです。また、「副籍」というのは、例えば、身障学級にいるお子さんが、身障学級のある学校と元々の住所地の学校、両方に籍を置く取組みです。こちらについての取組み、検討も合わせて始めていきます。

3「教員研修の充実」は、より実践的な内容をということで、記載のそれぞれの職層別あるいは各学校ごとの研修を予定しています。

4「外部専門家の活用等」です。校内体制整備を全学校のうち半分の学校でやっていく中で、それぞれの学校の取組みをサポートする形で、臨床心理士の巡回、知的障害学級に対しては、言語聴覚士の巡回を行い、よりきめ細かな支援を図ろうというものです。併せて、それぞれの学校

ごとでも、このお子さんにはどういう支援が必要なのか、なかなか十分に煮つまらない所に、区全体としてより高度な見地から、支援内容等について検討できるよう、専門家委員会の設置を検討しているところです。

5「介助支援の充実」です。通常学級の介助員を5名から平成17年度は7名に増員する。さらに、介助員のボランティア制度を創設し、それにより年間延べ800人ほどのボランティア介助員の派遣を予定しています。ボランティア介助員については、2学期から導入できるよう、現在準備を進めているところです。

6「情緒障害学級の新設」では、小学校については記載のとおり、八成小学校と決めさせていただき、次の報告で詳しい内容は、ご説明させていただきます。中学校は平成17年度に設置校の選定をした上で、平成19年度に開設する予定です。

7「保護者等への意識啓発」では、平成16年度も2回、全保護者宛に特別支援教育に関する普及啓発の目的で、チラシを配付しました。平成17年度においても、より広く保護者に理解をしていただくよう、こうした普及活動を進めたいと考えています。

次に、「区立小学校情緒障害学級の新設について」です。情緒障害学級については、この間の対象児童・生徒数の増加で、昨年策定した杉並区実施計画において、小学校1校を平成18年度に開設する計画をしているところです。対象校の候補をしぼり、その対象校にも打診をし、また計画の段階で保護者の方々にも説明会を行ってきました。地元の学校も含めた合意形成も得られましたので、今般、八成小学校に情緒障害学級を開設するというところで決定したところです。

1「設置校名及び設置場所」は、八成小学校は校舎が3つに分かれています。北校舎の普通教室の4教室相当分を転用して使用します。

2「選定理由」です。1つには、余裕教室数の状況です。八成小学校は現在14学級ですが、教室数は23あります。今後の見通しでも、大体12学級程度になってくる。一方、その学区域内の育英高専が移転し、その後に集合住宅ができる予定があります。それでも大体16学級程度で済むであろうという見通しで、普通教室が23教室ありますが、4教室程度転用しても、学校運営に支障を生じることはないという判断の下で選んでいます。もう1つは既設の2校、杉並第七小学校・富士見丘小学校との位置関係です。既設の2校は、区の中央部、南部にあるので、今度は北部に置くのが適当ではなかろうかという判断です。資料の富士見丘小の正式名称では、「ケ」については間違いですので、削除ください。お詫びいたします。

「開設時期」は記載のとおりです。「学級規模」も、当面2学級、20名定員で受けたいと考えています。現在、杉並第七小学校が定員30名のところ、満杯という状況です。その緩和なりが図られるかと考えています。「工事日程」は記載のとおり、夏休みから始め、来年3月までには

終えたいと考えています。

最後に、「平成 17 年度学校給食調理業務の民間委託業者の決定について」です。平成 17 年度の学校給食調理業務については、昨年 12 月 8 日の教育委員会で報告しましたとおり、小・中合わせて 23 校を委託することを計画しています。新規委託の 4 校と、契約の継続期間が 4 年を超える 3 校の計 7 校については、過日指名競走入札を行い、委託業者を内定しました。また、その他の 16 校については、平成 16 年度の業務実績を踏まえ、引き続き同一の委託業者と契約を更新する方向で、事務手続を進めています。各学校における委託業者は、資料のとおりです。資料のいちばん下に 印をつけ記載していますが、杉並第四小学校と高円寺中学校については、当初の落札業者が辞退したため、次点となる業者に変更しました。これは、両校を受託するということで落札した業者が、その後、別途受託している都内の介護老人保健施設でノロウイルスによる食中毒が発生したことから、業者自ら辞退の申出があったということで、入札において次点となった業者に、それぞれ変更したところです。

また、前回の 12 月の報告で、近接の小・中学校は複数校で一括契約するとし、具体的には和泉小・和泉中学校、杉四小・高円寺中学校の 2 件については、それぞれ同じ業者に一括して契約する予定と報告しましたが、これについては、その後の契約担当との調整の中で、結果として今回は 2 校まとめた一括契約ではなく、従来どおり 1 校単位の契約として入札したところです。この結果、委託校 23 校に対して、3 校受託業者が 1 業者、2 校受託業者が 6 業者、1 校受託業者が 8 業者の、計 15 業者に受託する予定となりました。学校給食調理業務の民間委託の決定についての報告は、以上です。以上、3 件について報告いたしました。

委員長 まず、「平成 17 年度における特別支援教育の取組みについて」ご質問・ご意見をお願いします。

大蔵委員 3 の「教員研修の充実」の教頭研修は、これは副校長になるのですか。副校長と読み変えるのだと思いますが、この校長研修、教頭研修は新しく校長、教頭になる人ですか。それとも校長、教頭に新任された、昇格した人ですか。それとも、すでになっている校長、教頭にも毎年こういう研修をするということですか。

学務課長 基本的には、新任とかそういうことではなしに、特に通常学級しかない校長とかですと、なかなかこうした特別支援教育というものへの理解があまりない方も、中にはいる可能性があります。昇任とかいうことではなく、広く校長先生に学校経営者として、この特別支援教育について理解を深めていただくために実施するということで考えています。

大蔵委員 では、全校長、全副校長ということですか。

学務課長 そうです。

大藏委員 では、それは毎年やるのですか。

学務課長 これは今年度で考えていますが、今後の都の特別支援教育の導入に向けての状況を踏まえ、平成 18 年度以降考えてまいりたいと思っています。

安本委員 特別支援教育コーディネーターというのがあるのですが、これはどういった方を考えていらっしゃるのでしょうか。あと、学校が計 35 校あるのですが、これは各学校に 1 人ずつ就くのか、それとも巡回する形になるのか、教えていただけますか。

学務課長 基本的に、そのコーディネーターは学校内に 1 名ないし 2 名、1 人以上置くということで行っています。今年度についても、モデル校には、一応コーディネーターを決めています。学校によって違いますが、例えば、養護教諭であったり、あるいは身障学級の担任であったり、学校の中で特別支援教育のキーマンになれるような人。それぞれの学校によって状況は違うわけですが、そういう方々に今年はなっただいただいています。来年度も、そういう方々をまた決めていければと考えています。

安本委員 分かりました。

委員長 「モデル校」という言葉ですが、全体の半数以上が対象校になっていて、いつまで経ってもモデルという言葉を使うのは、数からいってどうでしょうね。

学務課長 試行という意味合いを持たせては行っていますが、確かに半分となりますと、モデルというのはどうかということはあるかと思えます。趣旨としては、その試行というもの、つまり正式な実施ではないという取組みを、約半数の学校で行っていくということで、ご理解いただければと思います。

委員長 いろいろやり方についても、試行して変えてみたりとか、年度によって変わってくるということですね。

学務課長 それぞれの学校で、中身について、現在も試行錯誤していますが、それをやる間、学校の数はどんどん増やし、本格実施に向けた準備をしてまいりたいと考えています。

委員長 早く、「モデル」が取れたほうがいいと思います。

ほかにないですか。

(「なし」の声)

委員長 次に、「区立小学校情緒障害学級の新設について」ご質問・ご意見をお願いします。

安本委員 いま、富士見丘小学校の情緒障害学級には、どのぐらいの子どもが通っていますか。私の記憶では、たぶん定員を大幅に下回るように思っているのですが、いかがですか。

学務課長 富士見丘小のほうは、確か私の記憶だと、20 名に対して 17 とか、そのくらいだと思いましたが。すみません、14 だったかもしれません。いずれにせよ、半数以下とか、そういう状況で

はありません。

安本委員 何でそのように申し上げたかという、杉七小の情緒障害者学級が30人で、たぶん定員オーバーしているぐらいと思うのですが、増やせばそこが移動するとか、そういうことはないと思うのです。やはり杉七小とか富士見丘小に便利に通うということがあるので、なぜ杉七小が多いのか、もちろん阿佐ヶ谷の駅からも近いですし、杉七小は歩いていけるとか、いろいろな条件があると思うのです。そういう所を整備していくことを考えるのも必要だと思うのです。例えば、八成小はもう井荻のほうに行きますので、増やせばそこでOKになるというのとは、またちょっと違うような気がするのです。今ある杉七小とか富士見丘小もそうですが、そういう所をもう少し施設的に拡充するとか、そういうことも考えていただけたらと思います。

学務課長 既設の学校で学級数を増やすということは、これも課題かと思います。その場合は、いまの、例えば、余裕教室の状況とか、そういうことも考えなければならぬかと思います。八成小に開設させていただく中でも、現在、八成小から杉並第七小に通っている方ですとか、そういうお子さんもいます。西武新宿線沿線に近い所にお住まいの方々については、八成小にできることで、かなり通いやすくなるのかなと思っています。

安本委員 八成小にできるのはいいのですが、そのほかの杉七小が満杯だから、少し緩和されるだろうとかと、そういうことはたぶん私はないと思います。ですから、そういう所の整備も考えたらいかがですかということです。八成小はいいのです。

学務課長 いろいろ諸条件を考えながら、需要は今後もある意味では、増える可能性もありますので、そういう体制整備というものを考えてまいりたいと思います。

安本委員 よろしく願いいたします。

委員長 ほかにはよろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 では、次の「平成17年度学校給食調理業務の民間委託業者の決定について」ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

大蔵委員 いちばん下に、杉四小と高円寺中の当初の落札業者が辞退したと書いてあります。これ2つとも同じ業者ですか。

学務課長 同じ業者です。

宮坂委員 民間委託は平成17年度については分かりましたが、今後の大体的見通しというものは、区としては増やして行って、将来は何年か先、何十年かになるか分かりませんが、全部民間委託にするという考えがあるのでしょうか。

学務課長 基本的には、そういう方向で考えています。

宮坂委員 何年度くらいまでには全部普及、そういう大雑把な見通しはありますか。

学務課長 基本的には、現在の調理職員の退職状況を見ながらやっています。そういう形で今後どこまで、30歳ぐらいの職員もいますので、そういう形まで待つのかもありますが、現在のところは退職不補充という状況を踏まえながら、拡充を図っているところです。

宮坂委員 年度的にはまだはっきり具体的には考えられないですね。

学務課長 できれば早い時期に委託の拡充は進めたいと考えていますが、具体的などころまでは申し上げられるまではなっていないということです。

委員長 ほかにありますか。

(「なし」の声)

委員長 最後に、「平成 16・17 年度杉並区青少年委員の内定について」、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」についてです。社会教育スポーツ課長、お願いいたします。

社会教育スポーツ課長 最初に、「平成 16・17 年度杉並区青少年委員の内定について」を報告いたします。委員の辞職に伴い、後任の委員を育成委員会に推薦依頼していたものですが、この度推薦いただきましたので、内定とさせていただきます。

氏名、櫻井由紀さん。住所、杉並区堀ノ内二丁目。推薦団体、堀ノ内松ノ木・大宮・梅里青少年育成委員会。委嘱年月日、平成 17 年 4 月 1 日です。任期については、平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までということで、前任者の残りの任期となっています。青少年委員の内定については、以上です。

次に、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」の報告です。平成 17 年 2 月分については、定例 30 件、新規 4 件。共催・後援の別ですと、共催 5 件、後援 29 件、合わせて 2 月分の合計は 34 件です。新規についての説明ですが、社会教育スポーツ関係の新規の後援は、「日本ボーイスカウト東京連盟杉並地区杉並第 5 団育成会」の行う、「杉並第 5 団フェスティバル」です。会場は高円寺教会、大宮八幡・スカウトの森で、2 月 13 日に行ったものです。2 の新規後援、「杉並西北会まちづくり実行委員会」が行う、「春休みアニメ風揚げ大会」。これは、杉並アニメーションミュージアムのオープン記念として行うものです。アニメキャラクターを描いた凧を作って、それを桃井原っぱ広場であげる事業です。平成 17 年 3 月 12 日から 3 月 27 日の期間で行うものです。

4 ページ、庶務課の新規後援、「東京ボランティア・市民活動センター」の東京フォーラム 2005 「『総合的な学習の時間』を問う - 地域と学校との連携 - 」。飯田橋レインボービルで、2 月 24 日に行われました。

5 ページ、学務課の新規共催事業、「NPO 法人医療貢献支援プロジェクト」が行う、「子ども

と大人の料理教室」です。高井戸第三小学校で、2月26日に行ったものです。私からの報告は、以上です。

委員長 「平成16年・17年度杉並区青少年育成委員の内定について」ご質問等ありますか。よろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 では、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」について、ご質問等がありましたら、お願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 ないようですので、この件についてはこれで終わりにいたします。用意された報告事項は、これですべて終わりました。では庶務課長、ほかにありましたら、お願いします。

庶務課長 次回の日程は4月13日(水)午後2時からです。よろしく願いいたします。以上です。

委員長 次回は4月13日午後2時からです。ご予定のほど、よろしく願いいたします。

では本日の定例会は、これをもちまして終わりにさせていただきます。ありがとうございました。